

## 池田地区企業人権啓発推進員協議会規約

(名称)

第1条 本会は、池田地区企業人権啓発推進員協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のために、人権啓発推進員(以下「推進員」という。)が相互に連携を図り、啓発活動をより積極的、効果的に推進し、もって企業の立場から、啓発の充実と就職の機会均等を図る等、人権尊重社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため関係行政機関等の協力を得て次の事業を行う。

- (1) 人権推進に関する調査、研究及び情報、資料の収集
- (2) 推進員の自己啓発のための研修
- (3) 企業内における同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の研修・啓発活動に関すること。
- (4) 就職の機会均等及び基本的人権を基調にした雇用対策の促進に関すること。
- (5) 会員企業相互の経験交流に関すること。
- (6) 関係行政機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、池田市、豊能町及び能勢町内の事業所で本会の趣旨、目的に賛同する企業の推進員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 2名  |
| (3) 会 計   | 1名  |
| (4) 幹 事   | 若干名 |
| (5) 会計監査  | 2名  |

(顧問及び参与)

第6条 本会の運営に関し、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は、総会において選出し、役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その役員の所属する事業所の後任の推進員がこれにあたり、その期間は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 幹事は、会務を処理し、会員との連絡調整にあたる。
- (5) 会計監査は、会計を監査し総会に報告する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、本会の議決機関とし、会員と役員で構成する。

2 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を召集することができる。

(総会の議決事項)

第11条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 本規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) その他、総会及び役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長が必要と認めたとき、これを召集する。

2 役員会は、会長、副会長、会計及び幹事で構成する。その他会長が適当と認め

る者

3 役員会は、次の事項を処理する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって、これに充てる。

2 会費は、年額とし、毎会計年度初めに納入するものとする。

3 会費の額は、池田地区に在席する従業員数が1,500名未満の企業及び団体は10,000円、1,500名以上の企業及び団体は20,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(事業年度)

第14条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、市民活力部 人権・文化国際課に置く。

附 則

この規約は、1981年11月11日から施行する。

附 則

この規約は、1997年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、2002年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、2008年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、2012年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、2016年4月1日から施行する。